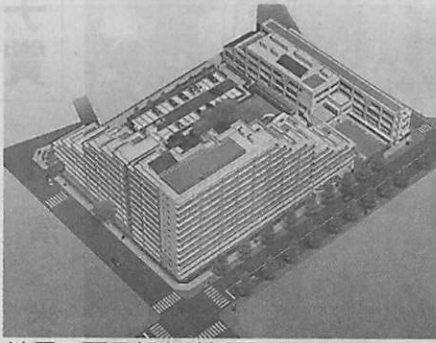


着工前算定を拒否

都用地活用プロジェクト 手続き踏まず契約へ

世田谷区財産評価委



池尻二丁目都用地活用プロジェクトの完成予想図（都のホームページより）

建物の着工前に買い取り価格を決めることはできないとして、世田谷区の諮問機関・区財産評価委員会が、区が二年後に購入しようとしている公共施設の価格評価を拒否していたことが、分かった。区は予定通り売買契約を結ぶ意向だが、本来の手続きを経ない異例の事態に、一部区議からは「議会として責任が持てない」との声が出ている。（松村裕子）

この施設は、世田谷区池尻の「池尻二丁目都用地活用プロジェクト」の一部。民間業者が都営住宅跡地に高層マンションを建設し、合わせて敷地内に区の保育園や児童館、地区会館などの公共施設を造る。公共施設は完成後に区が買い取る計画で、今年十月に着工、再来年四月のオープンを目指している。

区は民間業者に資金の裏付けを示すため、本年度に売買契約を結ばつと、七月下旬、区財産評価委員会に土地

に拘束力はない。また、買取り価格が不適正とされたわけではない」として、代わりに「評価委員会が査定不能としており、契約にはリスクがある」と、区の方針を疑問視。別

ばかりで、計画通り事業を進められる方法を考えるしかない」と、とまどっている。総務省などによる（審議会）は自治体が任意に設置し、自治体財産の購入・売却などの価格について、適否を諮る。自治体が答申と異なる対応をしても違法ではないが、「あまり例はないのでは」（担当者）としている。

と建物の評価額を総額約三十億円と諮問。ところが委員会は建物について「着工前の建物は評価になじまない」と答申し、契約前に第三者機関のお墨付きが得られない異常事態になった。

プロジェクトは都が主導し二年以上前にスタート、開発業者も都が選定しており、区役所内でも「着工前でも委員会に評価してもらえろ」と思っていた」と困惑の声がある。一方で、この施設建設を所管する児童課は「答申